

## 1 本校の方針

本校は「自律」「協調」「勤労」「創造」を校訓とし、自らを厳しく律し、社会の一員として何をなすべきかを考え、仲間と協働しながら、未来社会を創り上げていくことができる人材を育成している。

全ての生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組むことができるよう、教職員が生徒とともに、人権を尊重する土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進する。そのために、日常の指導体制を確立し、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために「いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

## 2 基本的な考え方

本校は、宝塚市北西の住宅地「すみれが丘」に位置し、地域に愛され育まれて、創立36年が経過した。普通科・演劇科・グローバルサイエンス科の3学科を有し、それぞれの生徒達が切磋琢磨し、一体となって充実した学校生活を送っている。

生徒指導については、笑顔のあいさつ、すばやい返事、丁寧な掃除、端正な着こなし、周囲を気遣った登下校マナーといった5項目を基本に生徒の自主性を育てている。また、地域の清掃やフェスティバルへの参加、小中学校、特別支援学校との交流やボランティア活動は公共心や社会性を育むとともに、自尊感情を高めることにもつながっている。

いじめについては、「どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、生徒が毎日記す「家庭学習の記録」や担任との面談等を通して、生徒の微妙な変化を察知できるように心掛けている。好ましい人間関係を築き、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめ防止等を包括的に推進する。

## 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

### (1) 日常の指導体制

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門家等の他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

【別紙1】 校内指導体制及び関係機関

また、いじめが教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定め、生徒指導研修会等で活用する。

【別紙2】 チェックリスト

### (2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

【別紙3】 年間指導計画

### (3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめに関する情報を把握した場合やいじめを認知した教職員が問題を抱え込むことがないように、組織的な情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

また、小・中・高校間の連携により、孤立しがちな生徒や特別な配慮を要する生徒の情報交換、いじめに対する学校の指導体制、指導内容を共有する。さらに、学校のみでは困難な事案については、スクールソーシャルワーカー等の関係機関と連携し、専門的、多面的支援を行う。

【別紙4】 組織的対応

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受けた生徒の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神的な疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する場合」であるが、欠席日数については、教務規定を基本に考える。また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が「いじめ対応チーム」を招集して、適切に対応する。

### (2) 重大事態への対応

重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長のもと、「いじめ対応チーム」に専門的知識及び経験を有する外部の専門家（高等学校問題解決サポートチーム、県教育委員会指導主事、教育事務所「教育相談窓口」スクールソーシャルワーカー等）を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

## 5 学校教職員のいじめ対応能力の向上

いじめ防止基本方針やいじめ対応マニュアル等を活用した校内研修や事例研究、心の教育総合センターが開発した「いじめ未然防止プログラム」の活用により、いじめ防止、早期発見・対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。また、各教職員が上記の資料を活用して日常の指導や取り組み等を点検し、いじめの認知や対応能力の向上を図る。

## 6 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットの危険性やSNS上のトラブルについて、最新の状況を理解して、生徒にはインターネットやSNSの正しい利用と活用法など情報モラル教育を充実させるとともに、教職員の指導力向上や県警サイバー犯罪対策課等と連携した指導、また生徒・保護者への啓発活動に努める。

## 7 その他の事項

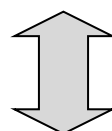
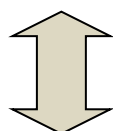
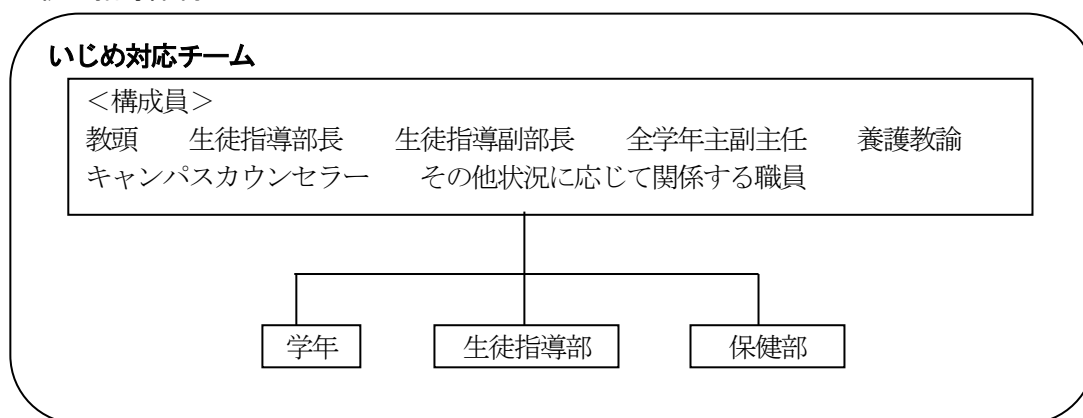
本校は、誰からも信頼される学校を目指し、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、保護者会、三者懇談などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が実情に即して効果的に機能しているか「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直していく。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、生徒の意見を反映するなど、いじめ防止等について生徒の主体的かつ積極的な行動や感性が育つよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

校内指導体制及び関係機関

- 1 校長のリーダーシップのもと「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、いじめを発見した教職員が抱え込むことがないように、学校全体で組織的な取組を行う。
- 2 いじめ問題への組織的な取組を推進するため、「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、教職員全員で情報共有、共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体でいじめ対策を行う。
- 4 生徒の状況や家庭・地域の実態に応じた取組を展開するために、アンケート等を活用した点検・評価を定期的に行う。

<校内指導体制>



**校内組織**

教育相談委員会	第1学年
特別支援委員会	第2学年
保健部会	第3学年
生徒指導部会	
特別生徒指導委員会	
人権教育推進委員会	

**保護者・地域との連携**

PTA
学校評議員会
宝塚警察署
阪神北少年サポートセンター
宝塚市学校支援チーム
宝塚市青少年センター
宝塚市内・市外中学校
スクールソーシャルワーカー等 関係機関

## いじめ早期発見のチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団	
<input type="checkbox"/> 朝いつも誰かの机が曲がっている	<input type="checkbox"/> 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
<input type="checkbox"/> グループ分けをすると特定の生徒が残る	<input type="checkbox"/> 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
<input type="checkbox"/> 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう生徒がいる	
<input type="checkbox"/> 自分達のグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある	
<input type="checkbox"/> 些細なことで冷やかしたりするグループがある	
<input type="checkbox"/> 教職員がいないと掃除がきちんとできない	

いじめられている生徒	
◎日常の行動・表情の様子	
<input type="checkbox"/> 活気はなくおどおどし、話す時不安な表情をする	<input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる
<input type="checkbox"/> 下を向いて視線を合わせようとしない	<input type="checkbox"/> 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる
<input type="checkbox"/> 早退や一人で下校することが増える	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が多くなる
<input type="checkbox"/> 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる	<input type="checkbox"/> ときどき涙ぐんでいる
<input type="checkbox"/> 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする	<input type="checkbox"/> にやにや、にたにたしている
<input type="checkbox"/> 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする	<input type="checkbox"/> 発言を強要され、突然個人名がだされる
◎授業中・休み時間	
<input type="checkbox"/> 発言すると冷やかされる、周囲がざわつく	<input type="checkbox"/> 一人でいることが多い
<input type="checkbox"/> 班編成の時に孤立しがちである	<input type="checkbox"/> 教室へいつも遅れて入ってくる
<input type="checkbox"/> 決められた座席と違う場所に座っている	<input type="checkbox"/> ひどいあだ名で呼ばれる
<input type="checkbox"/> 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない	<input type="checkbox"/> 不まじめな態度、ふざけた質問をする
◎清掃時	
<input type="checkbox"/> いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている	<input type="checkbox"/> 一人で離れて掃除をしている
<input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる	<input type="checkbox"/> 掃除をさぼることが多くなる
◎その他	
<input type="checkbox"/> トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる	<input type="checkbox"/> 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
<input type="checkbox"/> 持ち物が壊されたり、隠されたりする	<input type="checkbox"/> 顔や手足にすり傷やあざがある
<input type="checkbox"/> 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す	<input type="checkbox"/> 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている
<input type="checkbox"/> けがの状況と本人が言う理由が一致しない	<input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる

いじめている生徒	
<input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている	<input type="checkbox"/> 家庭の問題を抱えている
<input type="checkbox"/> 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ	<input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直に受け取れない
<input type="checkbox"/> 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う	<input type="checkbox"/> 友だちとの会話の中に差別意識が見られる
<input type="checkbox"/> 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている	<input type="checkbox"/> 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている
<input type="checkbox"/> 教師が近づくと、急に仲の良いふりをする	
<input type="checkbox"/> 教職員の機嫌をとることが多く、教職員によって態度を変える	
<input type="checkbox"/> グループで行動し、他の生徒に対して威嚇したり、指示したりする	

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	年間指導計画立案	目標設定	中学校訪問
	いじめ対応チーム会議 ・指導方針	始業式(校長講話)	
	職員会議	1年生オリエンテーション合宿・中止	
		学年集会・延期	
5月		ネット利用に関する講演会(1年)延期	個人面談
		生活実態調査①	PTA総会・保護者向け啓発
6月	生徒指導研修会		いじめアンケート実施①・分析
			アゼンブリー(校長講話)
7月	カウンセリングマインド研修会①		
		終業式(校長講話)	三者面談 個人面談
8月			
	いじめ対応チーム会議		
9月	職員会議	始業式(校長講話)	
10月			
	カウンセリングマインド研修会②	生活実態調査②	保護者会・保護者向け啓発
11月			いじめアンケート実施②・分析
			アゼンブリー(校長講話)
12月		終業式(校長講話)	
1月	いじめ対応チーム会議 ・情報共有	始業式(校長講話)	
	職員会議		
2月	生徒指導研修会		
			いじめアンケート実施③・分析
3月	いじめ対応チーム会議 ・本年度のまとめ	終業式(校長講話)	

事件発生時、緊急対応会議の開催

キャンパスカウンセラー・教育相談

※生徒指導部会(週1回)

※保健部会(週1回)

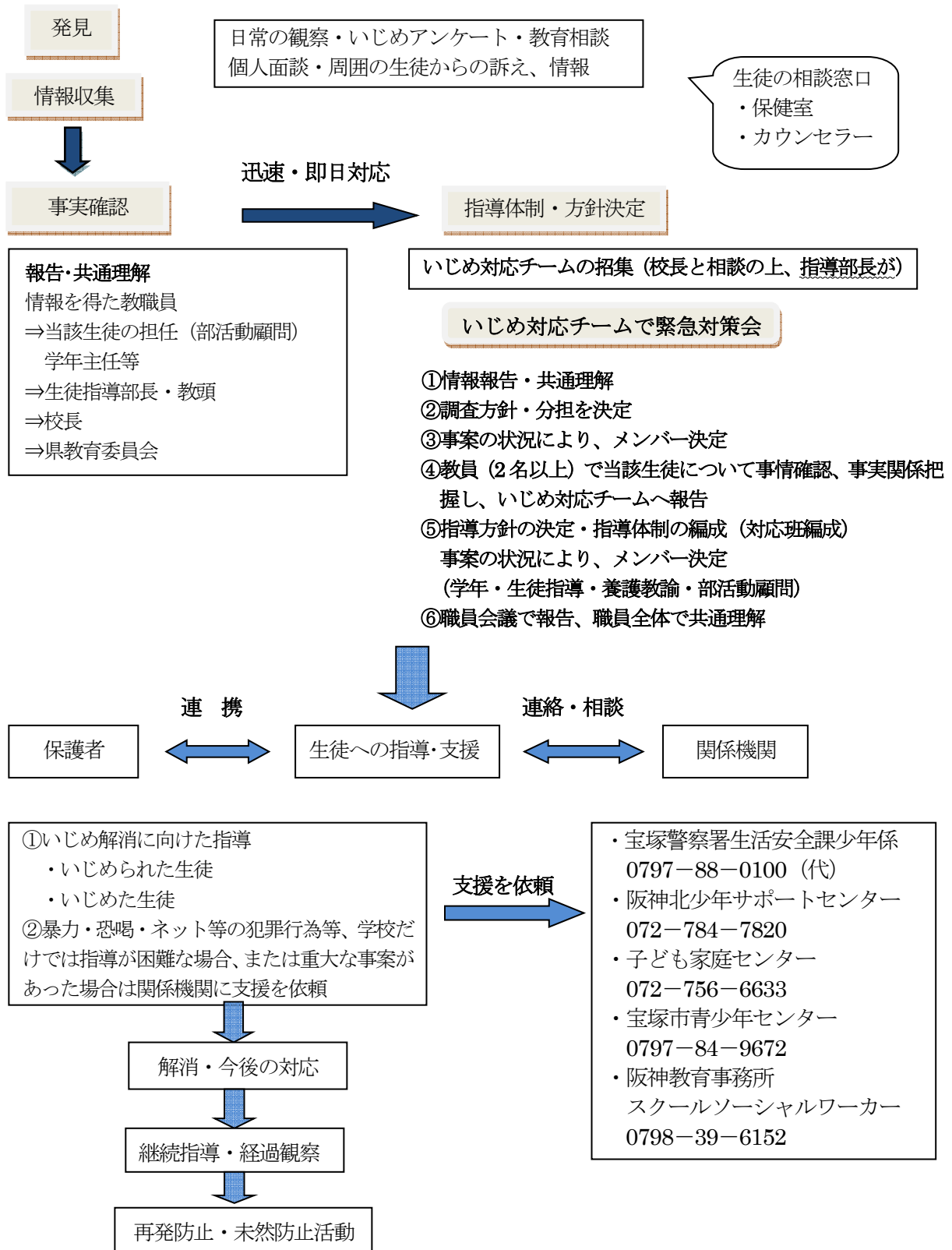
※教育相談・特別支援委員会(学期2回)

※人権学習(各学年)

※保健だより(月1回)

※生徒指導だより(学期1回)

※市内生徒指導協議会(年5回)



※生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事案が発生した場合

- ・速やかに県教育委員会や警察署の関係機関へ報告する
- ・県教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる
- ・事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- ・マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。